

不用品売却一般競争入札説明書

1 競争入札に付する物件の概要

別紙 売却物件説明書のとおり

2 入札の方法

一般競争入札

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たした者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

(2) 一般競争入札参加申込書を指定した期日までに提出していること。

4 物件の公開について

入札物件を下記のとおり公開するので、希望される場合は事前に必ず管財課へ連絡すること。

場 所：長橋地区農産物加工センター内（五所川原市大字福山字広富165番地2）

期 間：平成31年2月25日（月）から3月8日（金）まで

午前9時～午前11時30分まで及び午後1時30分～午後4時まで

※土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。

連絡先：管財課管財係 担当舘山 0173-35-2111（内線2173）

その他：物件は全て上記建物内にあり、建物は常時施錠しているため事前連絡が必須。

5 入札参加申込の方法

(1) 申込期間

平成31年2月25日（月）から3月8日（金）まで

午前9時～正午まで及び午後1時～午後4時まで

※土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。

(2) 提出先

五所川原市役所総務部管財課管財係（市庁舎2階）

(3) 提出書類

①一般競争入札参加申込書

②身分証明書（運転免許証等）の写し（申込者が個人の場合）

登記事項証明書（申込者が法人の場合）※写し可

③委任状（申込者以外が代理で入札を行う場合）

委任状添付書類：印鑑証明書（発行日から3箇月以内のもの）

(4) 提出方法

管財課まで持参すること。

6 質疑について

- (1) 質問がある場合は、質問回答書に質問を記載し、あらかじめ管財課に電話連絡のうえ、平成31年3月5日（火）17時までにFAXにより提出すること。
- (2) 質問者に対しては、速やかにFAX等により回答する。

7 入札日時及び場所

日時：平成31年3月11日（月）午前10時より
場所：五所川原市役所2階 会議室2A

8 入札当日の持参書類等

- (1) 入札書
- (2) 印鑑（代理人の場合は使用する印鑑として届け出した印鑑）

9 入札方法等

- (1) 落札にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするため、税込み額（消費税等相当額を加算した金額）を記載すること。
- (2) 代理人が入札をする場合は、委任状を必ず提出すること。委任状の提出がない場合、入札に参加することはできない。

10 入札保証金

市契約事務規則第6条第1項第4号の規程により免除する。

11 入札の無効等

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) 入札参加者又はその代理人が入札時に立会しないとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上の価格で申込した者のうち最高価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札者が契約を締結しない又は売却代金を納付期限までに納付しない場合は、最高価格申込者の入札価格に次ぐ高い価格で、かつ、予定価格以上の価格で入札した者を落札者とする。

13 契約の締結

落札者は落札決定の日から7日以内に契約を締結すること。期日までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。

14 契約保証金

市契約事務規則第33条第1項第7号の規定により免除する。

15 売却代金

- (1) 落札者は、市が発行する納入通知書により、平成31年3月22日までに売却代金を一括して納入すること。
- (2) 落札者が売却代金を納付期限までに納付しない場合は、その権利を失う。

16 物品の引き渡し日時および場所

- (1) 日 時：平成31年3月28日までに行うこと。詳細な日時は売却代金納付後に協議
- (2) 場 所：長橋地区農産物加工センター（五所川原市大字福山字広富165番地2）
- (3) その他：落札者は引渡し後、すみやかに搬出するものとする。

17 その他

- (1) 入札物件の落札者への引渡し方法は現状引渡しとし、搬出の作業中に破損した場合、引渡し後の不調や故障、隠れた瑕疵等についての返金及び補償、落札物品の返品等は一切受け付けない。
- (2) 入札物件の運搬等に係る一切の費用及び手続きは落札者の負担とする。
- (3) 引き渡し後、落札物件に「五所川原市」または「長橋地区農産物加工センター」等の印字等がある場合は、落札者の負担において引渡し完了後速やかに消去するものとする。

18 問い合わせ先

五所川原市役所総務部管財課管財係 担当 舘山
電話0173-35-2111（内線2173）